

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	サステナブルファイナンス分野における所要の措置	
税目	—	
<p>要望の内容</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けては、わが国の金融資産を巨額の投資ニーズに結び付け、高い技術や潜在力を有した企業等の取組に活用されることとすることで、中期的な成長戦略の柱としていく必要がある。 こうした「経済と環境の好循環」を実現するため、サステナブルファイナンス（持続可能な社会を実現するための金融）分野において税制上の所要の措置を講じること。</p>	
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>— 百万円 （— 百万円） （— 百万円）</p>
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用され、持続可能な社会の下で「経済と環境の好循環」を実現すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年、民間金融機関や機関投資家が主体的にサステナブルファイナンスを拡大させており、特に ESG 投資額やグリーンボンド等の発行額が増加している。さらに、2015 年に持続可能な開発目標（SDGs）と気候変動対策に関するパリ協定が採択され、持続可能な社会の構築に向けた取組が世界的にも進められている。</p> <p>また、新たな産業・社会構造への転換を促すためには民間資金の一層の拡大が不可欠であることから、主要国を中心に、政策的にもサステナブルファイナンスを更に推進する動きがある。</p> <p>日本では、2020 年 10 月に、2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指すこととされ、2021 年 4 月には、2030 年度における温室効果ガス削減目標の引上げが表明されたが、当該目標を「経済と環境の好循環」につなげることが政府全体の課題である。</p> <p>本年 2 月には、「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定され、今後 10 年間で官民合わせて、150 兆円の GX 投資を実施することとされている。こうした観点から、GX 分野における新たな金融手法の活用として、サステナブルファイナンスの推進についても明記されているところである。</p> <p>以上を受け、ESG 投資資金が脱炭素社会の実現に貢献する企業等の取組に活用されるよう、税制上の措置を講ずることが必要である。</p>	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	横断的施策－2 サステナブルファイナンスの推進
		政策の達成目標	成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用され、持続可能な社会の下で「経済と環境の好循環」が実現されること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用されることに資するものであり、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		要望の措置は、市場資金を大きく動かす必要のあるものであるため、予算では措置することが困難であり、税制上の措置が妥当である。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく	—	

	適用実態 調査結果	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用され、持続可能な社会の下で「経済と環境の好循環」が実現されること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和4年度からの継続要望である。